

日田市人権施策基本計画(改訂版)

人権施策の総合的な推進

人権施策における主要な柱は、人権教育・啓発への取組です。学校、地域、職場など、あらゆる生活場面において、様々な学習や啓発の機会を提供し、市民の人権意識の高揚を図り、人権問題の解消に取り組みます。

① 人権教育・啓発の推進

◆あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

就学前教育、学校教育、社会教育、家庭、地域、企業、特定の職業に従事する者など、あらゆる場や機会を通して人権教育・啓発を推進します。

◆人権教育・啓発の効果的な推進

人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進していくため、学習の場の提供、学習内容の充実、人材の育成と活用、教材の整備と活用、マスメディアの活用を推進します。

② 相談・支援・権利擁護の充実

国、県との連携・協力体制の充実や人権問題の相談・支援を担当する職員の資質の向上を図りながら、市民が安心して気軽に相談できるような体制づくりに努めます。

計画の推進

◆「日田市人権施策推進本部」が中心となり、人権関連の各施策の推進に取り組みます。

◆国、県の行政機関や民間団体等との連携・協力体制の充実強化を図り、人権施策を効果的に推進します。

日田市人権施策基本計画(改訂版)

発行：日田市 市民環境部 人権・部落差別解消推進課

〒877-8601 日田市 田島2丁目6番1号 (0973)23-3111

**市民一人ひとりがお互いに人権を尊重し合う
明るく安心して暮らせる心豊かな共生社会の実現をめざして**



「人権の輪が広がりますように！！」

平成29年度 前津江小学校「人権の花」運動

日田市では、平成19年に「日田市人権施策基本計画」を策定し、人権施策を総合的に推進してきましたが、人権問題が複雑かつ深刻化している近年の状況に加え、平成28年策定の「部落差別の部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、平成30年3月に一部を変更しました。今回は、令和2年4月の課名の変更と表記の一部変更に伴う改訂を行いました。

令和3年3月

日 田 市

基本目標 市民一人ひとりがお互いに人権を尊重し合う
明るく安心して暮らせる心豊かな共生社会の実現をめざして



大分県人権啓発イメージキャラクター
こころちゃん

基本的考え方

人権とは、すべての人が人間の尊厳に基づき持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。人権が尊重される社会の実現のためには、人権問題を一人ひとりが自分自身の課題として、あらゆる機会を通じて人権教育・啓発に積極的に取り組み、自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、お互いに人権を尊重し合う明るく安心して暮らせる心豊かな共生社会の実現をめざします。

重要課題への対応



主として次のように取り組みます。

部 落差別問題

- ◆「部落差別の解消の推進に関する法律」に即した、効果的な教育・啓発活動の推進に努めるとともに、地域における啓発活動の支援に努めます。
- ◆課題解決に向け、相談・支援体制の充実に努めるとともに、実態調査による実態の把握に努めます。
- ◆えせ同和行為※の排除に努めます。

※えせ同和行為
部落問題を口実にして、会社・個人や行政機関等に不当な利益や義務を求める行為。

女 性

- ◆地域・社会では
…ともに活躍する活力あるまちづくりをめざします。
- ◆家庭では
…互いに思いやり、協力しあう家庭づくりをめざします。
- ◆職場では
…生き生きと安心して働く職場づくりをめざします。
- ◆教育・学習の場では
…男女平等教育・学習の環境づくりをめざします。

子ども

- ◆子どもの人権に関する教育・啓発を推進します。
- ◆子どもの虐待やいじめの防止と相談機能の充実に努めます。
- ◆子育て環境の充実に努めます。
- ◆家庭教育の支援に努めます。
- ◆子どもの貧困対策を推進します。
- ◆社会生活を円滑に営むことが困難な子どもの相談・支援体制の充実に努めます。

高齢者

- ◆高齢者の福祉を支える社会的基盤の確立をめざします。
…地域包括ケアシステム※の実現
- ◆地域における高齢者的人権に関する教育・啓発を推進します。
- ◆高齢者の積極的な社会参加を支援します。
- ◆高齢者の生活支援及び介護予防を推進します。
- ◆介護サービスの質の向上と介護サービス基盤の整備を進めます。

※地域包括ケアシステム
可能な限り住み慣れた地域や家庭で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が切れ目なく提供される仕組みです。

障がい者(児)

- ◆「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に即した啓発及び相談支援体制の充実を図ります。
- ◆通所サービスや在宅福祉サービスなど地域生活支援の充実を図ります。
- ◆物理的、心理的障壁(バリア)を取り除き、安心して暮らせる環境づくりを推進します。
- ◆関係機関と連携した就労支援を推進します。

外国籍の人

- ◆「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に即した外国人の人権尊重についての理解を深めるための教育・啓発活動を推進します。
- ◆外国人が安心して生活できる環境づくりに努めます。
- ◆共生社会の実現に向け、異文化を学ぶ機会や交流の機会を充実するなど相互理解の浸透を図ります。

HIV感染者・ハンセン病患者等

- ◆患者、元患者や家族に対する偏見や差別意識の解消のため、病気に関する正しい知識の普及や理解の促進に取り組みます。

インターネット

- ◆インターネットなどを利用する上でのモラルや責任についての理解を促進する教育・啓発活動に取り組みます。また、市においては、「日田市個人情報保護条例」を遵守・徹底し、個人情報の適正な取扱に努めるとともに、関係機関等への啓発活動を推進します。

さ まざまな人権問題

- ◆性的少数者(レズビアン(女性同性愛者)・ゲイ(男性同性愛者)・バイセクシュアル(両性愛者)・トランスジェンダー(体の性と心の性が一致しない人))、犯罪被害者やその家族、刑を終えて出所した人、北朝鮮当局による人権侵害問題など、そのほかの人権をめぐる様々な問題の解決に向け、教育・啓発に努めます。